









































所管：国土交通省		会計：一般会計		組織又は勘定：気象庁																																									
政策評価 調査番号	政策評価 の対象	概算要求書																																											
		(項)		(事項)		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13															
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)	(40)	(41)	(42)	(43)	(44)
	×	気象官署共通費																																											
		気象庁一般行政に必要な経費																																											
		気象大学校に必要な経費																																											
	×	気象官署施設費																																											
		気象官署施設整備に必要な経費																																											
10	●	観測予報等業務費																																											
		自然災害による被害を軽減するための気象情報の充実に必要な経費(主要経費95)																																											
		静止気象衛星業務に必要な経費(主要経費13)																																											
		気象研究所																																											
	×	気象研究所に必要な経費(主要経費13)																																											
41	●	気象業務に関する技術の研究開発に必要な経費(主要経費13)																																											

注) 「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。  
 ●については政策評価の対象となっているもの  
 ◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの  
 ×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)





















所管：国土交通省		会計：社会資本整備事業特別会計														組織又は勘定：業務勘定																															
政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書																																													
		(項)		(事項)		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)	(40)	(41)	(42)
	×	業務取扱費																																													
		(主要経費48) 社会資本整備事業業務取扱いに必要な経費																																													
		(主要経費48) 東日本大震災復興に係る社会資本整備事業業務取扱いに必要な経費																																													
25	●	都市開発資金貸付金																																													
		都市開発資金貸付に必要な経費																																													
25	◆	収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入れ																																													
		一般会計へ繰入れに必要な経費																																													
25	◆	国債整理基金特別会計へ繰入																																													
		国債整理基金特別会計へ繰入に必要な経費																																													
	×	東日本大震災復興特別会計へ繰入																																													
		(主要経費95) 東日本大震災復興特別会計へ繰入れに必要な経費(新規)																																													
	×	予備費																																													
		予備費																																													

注) 「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。  
 ●については政策評価の対象となっているもの  
 ◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの  
 ×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)





所管：国土交通省		会計：自動車安全特別会計														組織又は勘定：自動車事故対策勘定																																			
政策評価 調査番号	政策評価 の対象	概算要求書																																																	
		1				2				3				4				5				6				7				8				9				10				11				12				13	
(項) (事項)		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)	(40)	(41)	(42)	(43)	(44)						
16	◆	自動車事故対策費																																																	
		自動車事故対策に必要な経費(主要経費95)																																																	
16	●	独立行政法人自動車事故対策機構運営費																																																	
		独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金に必要な経費(主要経費95)																																																	
16	◆	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費																																																	
		独立行政法人自動車事故対策機構施設整備に必要な経費(主要経費95)																																																	
	×	業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入																																																	
		業務取扱費財源の自動車検査登録勘定へ繰入れに必要な経費(主要経費95)																																																	

注) 「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。  
 ●については政策評価の対象となっているもの  
 ◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの  
 ×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)





政策評価調査(政策評価体系と概算要求書の対応表)

所管：国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省		会計：東日本大震災復興特別会計																組織又は勘定：海上保安庁																											
政策評価 調査番号	政策評価 の対象	概算要求書																																											
		1		2						3	4				5				6				7				8				9				10				11		12	13			
	(項) (事項)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)	(40)	(41)	(42)	(43)	(44)
18	●	船舶建造費																																											
		船舶建造に必要な経費 (主要経費 95)																																											

注) 「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。  
 ●については政策評価の対象となっているもの  
 ◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの  
 ×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)